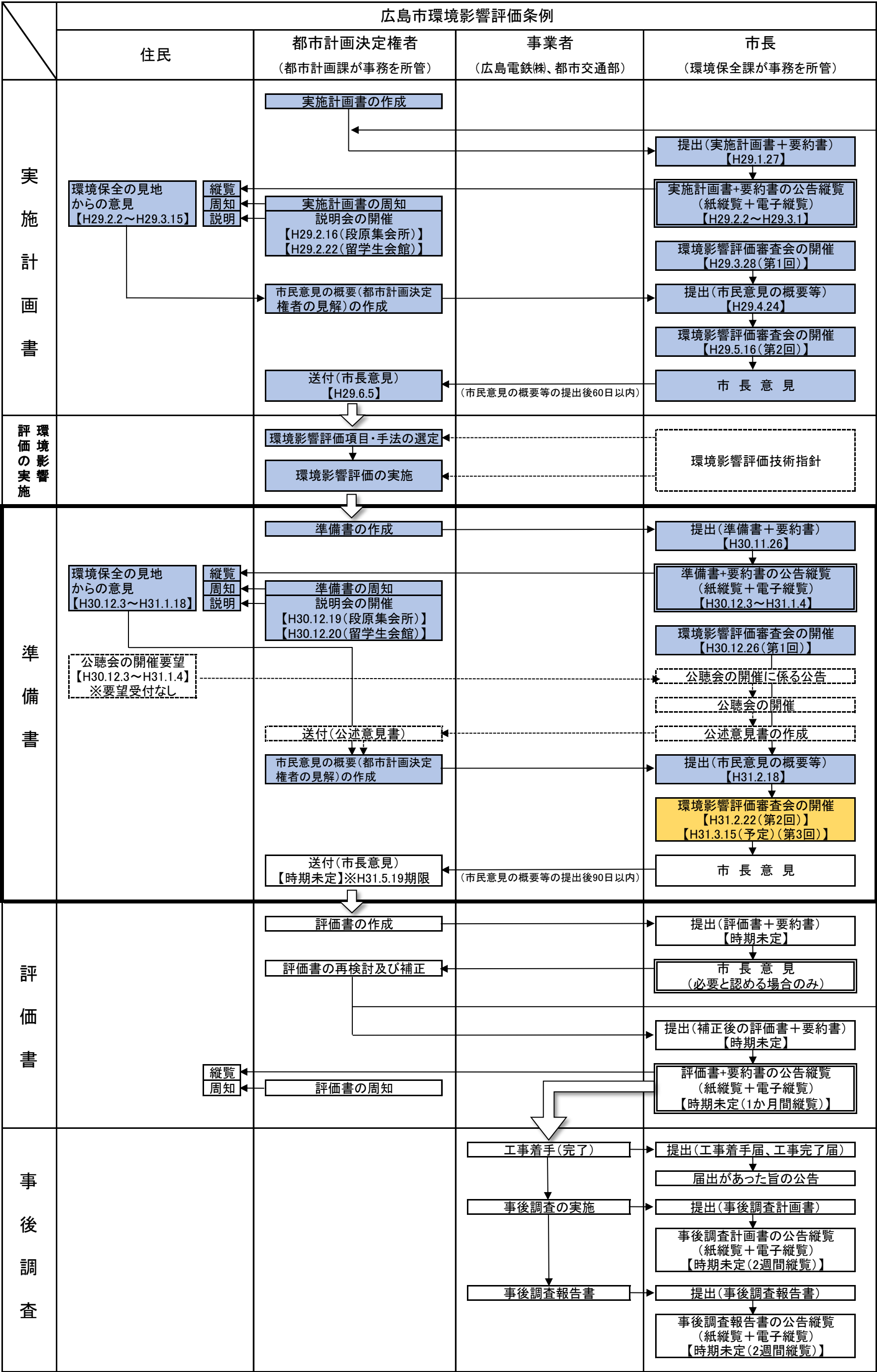


広島市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続



注1 都市計画決定権者は、事業者(都市交通部、広島電鉄㈱)に対し、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

注2 これまでに終了した手続 : [実地調査]、準備書に係る手続の範囲 : [準備書の作成]